アレルギー給食開始までの流れ（フローチャート図）

宜野湾市

新1年生については
就学時健康診断時
状況把握が目的
10月～11月末

在学の学校が窓口
①新規・継続申請書 受付
就学時検診時アレルギー対応説明

毎年10月1日より
アレルギー給食新規・継続の申請を
受け付ける。（受付期間１１月末〆切）

アレルギー対応食
希望者情報の把握
状況把握が目的
10月～翌年1月

②申請書類　一式

（申請書、診断書）

各書類により申請児の情報を収集
※学校に提出された申請書及び診断書
の内容と診断根拠内容の確認

※翌年１月末までに提出期限とする。

※　翌年１月末をめどに給食センターへ提出し情報共有

開催時は
学校
及び
給食センター
が参加

③学校との事前会議

※ 調理場の現状やケース・安全についてなど「除去食対応」について共通理解をしてもらう。

④保護者との個別面談

※ 面談により申請児童の情報を収集

⑤アレルギー処遇会議

※ 申請児がアレルギー給食対象者として適切か否か審査。

⑥給食センター内職員会議　及び　学校との協議

※申請児がアレルギー給食対象者として適切か否か「協議決定」する。

可能

アレルギー給食対応可能

保護者
及び
学校

⑦ 対応通知書送付

保護者から
給食センター
へ

⑧ 対応承諾書・場合により給食費減額通知書 返

不可

アレルギー給食対応不可
（　弁当対応　）

⑦ 対応通知書送付

⑧ 給食費減額通知書

⑨ 給食開始

次年度
申請受付期間

継続
⇒10月～11月末
新規(新1年生)
⇒10月～11月末

新規・継続申請の提出・受付（10月～）

次年度　１０月にアレルギー対応受付開始
給食の継続を保護者から申請⇒手続きへ